

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 6 7 2 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第672回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和3年9月21日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和3年9月21日（火） 午後3時～3時30分

・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13番 久野 一弘

副会長 12番 深谷 勝義

委 員 1番 近藤 武

2番 服部 啓子

3番 濱島 守

4番 本田 貴士

5番 鈴木 広子

6番 竹内 敬三

7番 相羽 誠二

8番 深谷 英一

9番 神谷 登

10番 成田 正彦

11番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14番 浅田 勲

15番 大嶋 英二

16番 加古 俊治

17番 鈴置 省悟

18番 深谷 幸子

19番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 7 2 回）

令和 3 年 9 月 2 1 日

日程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	現況証明願について	
7	報告 6	農地改良届について	
8	報告 7	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取下願書について	
9	報告 8	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 1 0 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）	
1 0	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
1 1	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 2	議案 3	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	
1 3	議案 4	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸
事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第672回総会を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

(伴 則幸 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行ないます。本日の会議書記には農業委員会事務局の伴則幸氏と松下景美氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2「報告第1号」『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』から日程第9「報告第8号」『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までについて、事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

日程第2、報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書1頁の計3件です。畑1筆、田5筆、転用面積は、729㎡です。転用目的は、宅地、住宅及び駐車場です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第3、報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書2頁から3頁の計8件です。畑7筆、田4筆、転用面積は1,732.22㎡で、転用目的は、駐車場、住宅及び資材置場です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第4、報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書4頁から5頁の計5件、畑16筆、田10筆、計15,485.61㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第5、報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借の合意による解約通知で、議案書の6頁のあいち知多農協が中間保有する2件、田2筆、2,060㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第6、報告第5号『現況証明願について』ご説明します。

20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書7頁の1件、畑1筆、25㎡の願出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第7、報告第6号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書の8頁の計2件、田5筆、3,871㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届け出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。続いて日程第8、報告第7号『農地法第5条第1項の規定による許可の取下願書について』ご説明します。

当該案件につきましては、平成 31 年 4 月 5 日付けで、許可申請されましたが、資金調達の目途が立たず、譲渡人との売買契約も既に合意解約されたことから、今般取消願書が提出されたものです。取下理由、土地売買契約の合意解約書など必要書類を具備しており、愛知県より申請書が返却されましたので報告します。

続いて日程第 9、報告第 8 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』についてご説明します。議案書の 10 ページの 1 件、1 筆、3,512 m²の内の 197 m²の申出がありました。内容については、協議会にて農政課職員より説明させていただいたとおり、農業用倉庫用地への用途変更となります。局長専決処理の上、受理した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの報告第 1 号から報告第 8 号までについて、質問、意見等はございませんか。

（「なし」の声）

（久野一弘 議長）

質問、意見等がないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第 10、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』3 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

（伴 則幸 事務局長）

議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』ご説明します。

農地を農地として権利設定、移転を行うものであり、議案書 11 頁の大府市農業委員会の許可案件の計 3 件、田 4 筆、1,929 m²です。いずれも経営規模拡大目的の申請です。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

（「なし」の声）

（久野一弘 議長）

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1 番と 2 番の案件について、神谷委員どうぞ。

（神谷 登 委員）

1 番と 2 番の譲受人は同一人物で、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

（久野一弘 議長）

そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

続いて3番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

3番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

(久野一弘 議長)

「全員賛成」ですので、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第11、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』6件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』ご説明します。

市街化調整区域内の権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書の12頁から13頁の愛知県知事の許可案件、計6件です。

1番の案件は、分家住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。

2番の案件は、小学校の職員用駐車場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。

3番の案件は、マンションの駐車場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で第3種農地と判断されます。

4番の案件は、工場を増設する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある第2種農地と判断されます。

5番の案件は、分家住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、水管、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある区域にある農地で、第3種農地と判断されます。

6番の案件につきましては、駐車場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、水管、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500m以内に教育施設医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある区域にある農地で、第3種農地と判断されます。

いずれの案件も申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、本田委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

1 番の申請地の農地区分は第 1 種農地です。土地造成は整地のみ、污水雑排水は合併処理浄化槽を経由し雨水と併せて南側道路側溝へ排水されるため、影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

2 番の案件について、本田委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

2 番の申請地の農地区分は第 1 種農地ですが、雨水は砕石舗装により自然浸透させるとともに、申請地よりレベルが低い東側にはブロック及び側溝を敷設し、北側は現況の法面を維持する為、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

3 番の案件について、相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

3 番の申請地の農地区分は第 3 種農地ですが、土地造成は整地のみとし雨水は、敷地内の集水桝を経由して既設の道路側溝へ排水されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

4 番の案件について、相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

4 番の申請地の農地区分は第 2 種農地であり、既設の側溝へ排水されることから、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

5 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

5 番の申請地の農地区分は第 3 種農地ですが、雨水は、敷地内の集水桝を経由し既設側溝へ排水し、污水は公共下水道に接続するため、隣接農地への

影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

6 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

6 番の申請地の農地区分は第 3 種農地ですが、土地は整地のみで、雨水は自然浸透させるため、隣接地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第 2 号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

(久野一弘 議長)

「全員賛成」ですので、議案第 2 号は委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第 12、議案第 3 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』1 件を上程します。

事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 3 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』であります。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

議案書 14 頁の計 1 件です。

6259 番は、新規で市内の方で、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第 3 号を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

(久野一弘 議長)

「全員賛成」ですので、議案第 3 号は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第13、議案第4号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』7件を上程します。事務局より説明をお願いします。

（伴 則幸 事務局長）

議案第4号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』について、ご説明します。

議案書15頁16頁の計7件が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容につきましては協議会にて農政課職員より説明させていただいたとおり、1番は工場、2番は物流倉庫及び駐車場、3番、4番は分家住宅、5番は喫茶店及び駐車場、6番はカフェレストラン、7番は自己用住宅をそれぞれ建設するための計画変更でございます。いずれも農用地の周辺部にあたり、必要性、適当性があり、他の土地で代えることが困難と認めております。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、浅田委員どうぞ。

（浅田 勲 委員）

1番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

（久野一弘 議長）

そのほかに、意見などございませんか。

（「なし」の声）

（久野一弘 議長）

続いて、2番の案件について、濱島委員どうぞ。

（濱島 守 委員）

2番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

（久野一弘 議長）

そのほかに、意見などございませんか。

（「なし」の声）

（久野一弘 議長）

続いて、3番の案件について、竹内委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

3番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

4番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、深谷勝義委員どうぞ。

(深谷勝義 委員)

5番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

続いて、6番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

6番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

7番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第4号を採決します。本議案に対する意見を市へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第4号は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。
以上を持ちまして第672回総会を閉会します。